

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、住民の利便性向上と行政の効率化を目的に、市町村が整備、管理している住民基本台帳情報のうち、本人確認に必要な氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、個人番号*及びこれらの変更情報（以下「本人確認情報」という。）をネットワーク化したもので、全国共通の本人確認を行うことができるシステムです。

都道府県が住基ネットの本人確認情報を利用できるのは、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に定められた事務及び条例で定めた事務に限られています。岐阜県では、住基法に基づく31事務及び本条例に基づく18事務において、本人確認情報を利用しています。

今回、更なる県民の利便性向上と行政の効率化を図るため、本条例に新たに住基ネットの本人確認情報を利用することができる事務を追加しようとするものです。

※個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第2項に基づく場合に限り利用可能

2 改正内容

下表の4事務を住基ネットの本人確認情報を利用できる事務に追加します。

○知事が行う事務

事務の名称	事務の内容	追加の効果
私立高等学校等に在学する生徒に対する選奨生奨学金及び高等学校奨学金の貸与に関する事務	貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	県民の利便性向上（住民票添付の省略）
B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者に対する肝疾患の治療及び検査に要する費用の助成に関する事務	医療費若しくは定期検査費用の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	県民の利便性向上（住民票添付の省略）
生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施等に関する事務	・要保護者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ・申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	行政の効率化（市町村への文書照会等の省略）

○教育委員会が行う事務

事務の名称	事務の内容	追加の効果
公立高等学校等及び大学に在学する生徒に対する選奨生奨学金及び公立高等学校等に在学する生徒に対する高等学校奨学金の貸与に関する事務	貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	県民の利便性向上（住民票添付の省略）

3 条例改正の実施時期

令和6年4月1日施行予定（令和6年第1回岐阜県議会定例会へ上程予定）